

【史料】

※各史料の傍線は至て作成者が付したものです

1 牛庵益田元祥一代奉公覚書（益田家文書四六一）

慶長五年御一乱以後、対御当三家御奉公申上候覚

一大坂西之丸を木津（長安）御下城候而御座候砌、

（徳川家康）

大御所様御内証之由候而、大久

保石見殿・彦坂小形部殿より、

（元正）

数寄者少庵（千宗博）を使二被申候ハ、

輝元（毛利）二ヶ国之

御身上にてハ、余人も入申間敷候、河内を付候て、輝元（益田景祥）相届、

居留（益田元祥）御奉公申上候へ、然者、先知行不残可被下之通被仰出候、我々返事之申様

ハ、忝 御説共慥承届候、如御意、輝元当分人も入不申節候、其上我々事、毛

利家譜代にて無之候、石見之国付之者（御座候条、居留御奉公可申上候へ）

共、近年輝元大分之知行をくれ被置候条、其恩送り、一身之仕合にても、此砌

者可相届覚悟候条、其御理被仰上候而被下候へと、返事申て候へは、其後石見殿・

小形部殿、石見為請取、被罷下候砌、尾道迄温泉銀山之者迎（罷出候へハ、温泉

津之中尾平左衛門尉と申者、其方事急罷帰候て、益田玄蕃留守居之者（用段候

条、銀山（早々罷出候へと申候へと被申由候而、留守居申届候付而、我々留守

居増野藤右衛門尉・宅野不休と申者、銀山（罷出候へは、石見殿・小形部殿即あ

われ候て、大坂（少庵を以被申候、又返事之趣をも被申、其段遂披露候へは、

兩人被差下儀候条、留守居之者を呼候て、弥右之次第をかつてんさせ、居留り候

様（才覚仕候へと、被仰出候条、早々大坂罷上候而、玄蕃此通申達候へと被申、

被差戻候付而、有幅理右衛門尉と申ものを差上せ、右之趣申候条、弥最前申上

候辻、無別条通返事申候而、妻子悉長門（引弘申候、翌年又大久保殿石見被罷

下候時、佐世宗（元善）乎我々を被呼候て被相、其時右之次第石見殿物語被申候、両度

返事之通、大御所様へ申上候へは、扱者石見之先地より、長門之当知行能物に

て候かと御意候つる、一兩日先御知行見申候、大分之儀共候、其上石見にてハ

無双之知行にて御座候、被差捨、輝元御届之所、無比類候、罷上候者、大

御所様も慥可申上通、被申候つる、案中具被申上、宇喜多左京預ケ物共悉

をさへ取候段迄被申上、不残返シ候へと可被申渡通被仰出、其段左京被申渡候

而、家中之者共乗馬船、其外家財悉左京所より差返候、於伏見大久保殿、殿様

参上被申、直此通被申上候、左候而、翌年殿様御下之時、右之段被仰出、御知

行千石先御志之由候而、御加増被下候、忝段申上候へハ、其後又井原加賀守を御

使（元以）而、御自筆之御書頂戴仕候、石見先地之儀者、当分両国御検地並候ハ、

七八万石も可有之かと存候、外聞本意旁々無残所、上意にて候つれ共、それを差

捨御届申上候所、於我々ハ、御当家へ之御届あまり並も有之間敷かと存候事、

（中略）

修理親事久敷石見侍而、近年元就以来与力仕候、

（中略）

二ノ丸様御妹一人有之事候条、是を修理に可被遣候、

（後略）

2 福屋氏兼他四名連署起請文写（萩博物館保管周布文書）

△中世益田・益田氏関連史料集三三五

面々かきちかへの条々の事

一しその事、ふつう（自訴）なけき申候とゆへとも、らんきよなんきにおよひ候ハ、

いさゝかも見はなし申ましき事、

一なに事にてもくはうへしそを申し候はん事、此中にてたんかう申候はん、かくし

候て申ましき事、

一此中の人をくはうわたくしわつらい(公方)なり候きよ(私)こんをいさ(類)か申ましき事、

一このなか(無題)二万一むりの事をゆふ人あらハ、御あやまりのよしを二同(誓文)三せいもん

にてし(指南)なん申候はん(用)ミなをもちいられす候ハ、中をたかい申候へく候事、

如此申定候うへハ大小事、一人の身のうへハ、ミな大事と存、せんとにかけて、

いつまでも見はなし申ましき事、

牛玉(玉)

若此条々偽申事候は、

奉始梵天・帝釈・四天王、殊日本鎮守天照大神、王城鎮守八幡大菩薩・賀茂

下上・松尾・稲荷・祇園・山王七社・春日・住吉、別者熊野十二所大権現・金

峯山・白山妙理権現、殊者当国鎮守 一宮・二宮・三百余社、惣日本国六十

余州大小諸神神罰・冥罰、若あやまり候ハ、各長まかりかうふるへく候、

仍起請文状如件、

福屋 氏兼 判
周布 氏兼 判
三隅 兼宗 判

応永十二年酉正月十八日

益田 氏世 判
兼家 判
吉見 頼弘 判

3 高橋命千代契約状 (益田家文書八五七)

申承契状之事

抑如前々不相替、一段申承条、目出本望之至候、然間、大小事請御扶持、可罷立御用候、聊不可存余儀候、弥成水魚思、可申承候、我未能判形候之条、同名被官

者共、以加判令申候、此条若偽申者、可罷蒙

天照大神、八幡、春日四所、加茂下上天明神、天満天神等御罰者也、仍契状如件、

文明八年丙申九月十五日 命千代(高橋)

益田越中守殿(兼卷)

同治部少輔殿(貞兼)

(判は省略)

4 陶隆房 (晴賢) 契約状 (益田家文書八九ノ二)

△史料集 益田藤兼・元祥とその時代二

御兄弟契約之儀申談候、誠大慶此事候、御代々別而申談之儀候条、弥於向後不可

有別儀候、若於偽者、日本国大小神祇・八幡大菩薩、殊者妙見大菩薩・氏神御罰

者也、仍契約状如件、

天文十一年八月廿五日 中務少輔隆房 (花押)

謹上 益田治部少輔殿(尹兼)

御陣所

5 陶隆房 (晴賢) 書状 (益田市所蔵周布家文書)

△中世益田・益田氏関連史料集六〇一

封紙ウツ書 陶尾張守

周布千寿丸殿 隆房

御返報

去廿九日御状慥到来候、仍義隆覚悟相違之条、我等覚悟趣、淵底对藤兼令申候、

定而可有演説候、然者長州深河於大寧寺義隆生害候、悉静謐候、杉・内藤申談候

人体可取立候条、追而可申談候、恐々謹言、
(貼紙)
「到天文廿廿ノ九ノ十

九月六日
(元兼)
周布千寿丸殿
(胸晴賢)
隆房(花押)

御返報

6 毛利元就起請文(益田家文書三三三)

「
毛利右馬頭

(藤兼)
益田右衛門佐殿 元就

御方様御事、对我等、弥為可被頭無^二乏御心持、御重代^{舞草}刀房安^{給候}、更以非所及
言語候、且^{不謂儀}、斟酌不少候哉、雖然、被思食寄候所、菟角不能違背候、愚身
心底重疊雖申入度候、不得次、罷過候之处、今度对^言元春被相含之間、所希候、因
茲、企一紙告文候、对申御家、一切不存惡心、長久可申談候、
若此旨偽候者、可罷蒙

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国六拾余州大小神祇、殊八幡大菩薩・祇園牛頭
天王、別巖嶋両大明神・天満大自在天神御罰者也、仍神文如件、

毛利右馬頭

永祿六年三月廿五日 元就(花押)

益田右衛門佐殿

7 吉川元長書状(益田家文書三八四)

惡筆難被御覽分候、御分別之參候ハぬ所、落字等候者、承候て、可申候く、此
紙面取分之内状^{候間}、誰々^{御他見有間敷候}く、

委細之御懇報^{候条}、又々令申候、
(中略)

一輝元分国何程^{成行候共}、「(小早川)隆景」・(天野)元政・(德田)元清・(吉川元春)元康・我等父四人、其
外^ハ御父子・隆家父子・信直、一家^{可相極候}、此衆中之儀者、縦一分之所
存相違候^而、人ヨリ一具^{させ候}ハて不叶儀候、縦人^{ヨリ}許書仕候とも、覺^ハ失

イ申候ハ、諸人^茂存かきり、ゆくくハ、○家を失候ハて叶間敷候事眼前候、
又天道^茂歴然之事候歟、古今之世上を御分別候而、可有御覽候、又此衆中差丸ミ
候ハ、四五ヶ国をハ可持堅候条、乍惶さのミ世間者恐しくも候ハぬ事たるへく
候歟、
(中略)

一余勿論候間、紙面^二載候事も、却而如何^三候へ共申候、御一大事^二被及候ハ、
無^二致御届候、又可預御届候、右之趣若於偽者、

梵天帝釈四大天王、日本国中諸大神祇、八幡大菩薩^{本寺}、春日大明神・巖嶋大明神、
氏神芸州吉田祇園・牛頭天王、石州一宮大明神・瀧藏大権現、殊者、大日覺王・
金剛大薩堆、勝軍地藏大菩薩、摩利支尊天、別而者、八大祖師^并以下之諸大徳・先
師大和尚、可罷蒙御罰候、以此旨、我等心中為御存候、万吉重疊可申承候、恐々
謹言、

天正六
五月廿日 元長(花押)

元長

天正六

五月廿日 元長(花押)

(益田) 人々
元祥参申給へ

8 益田元祥外十四名連署起請文(吉川家文書二〇二)

△中世益田・益田氏關連史料集八五一

元長御煩付而、御家御連続之儀、經言、被仰渡之由承及候、於然者、為各々元春様・
元長様御同前^二属御手、任御下知、^(毛利輝元)上様、可抽馳走候、若此旨於偽者、可罷
蒙梵天帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊嚴嶋大明神、^(安芸國)杵築大社、各々
氏仏神、天満大自在天神、摩利支尊天御罰者也、仍起請文如件、^(出雲國)

天正十五年六月五日 益田右衛門佐元祥 (花押)

前後不同 完道備前守政慶 (花押)

天野民部太輔元珍 (花押)

周布左近太夫元城 (花押)

杉原弥五郎広亮 (花押)

湯佐渡守家綱 (花押)

福頼左衛門尉元秀 (花押)

古志因幡守重信 (花押)

多賀彦三郎元忠 (花押)

湯原弾正忠元綱 (花押)

都野弥次郎経良 (花押)

赤穴右京亮幸清 (花押)

出羽少輔次郎元祐 (花押)

熊谷豊前守元直 (花押)

佐波兵部少輔惠連 (花押)

(吉川) 元長様
(吉川広孝) 經言様

9 吉川元長像贊(『山口県史四』吉川史料館蔵吉川元長像)

(朱印)

在俗著袈裟得禪、横戈作杖靠那辺、梅花樹下默然老、写出真容面目鮮、

芸陽西禪周伯和尚、持幘子来、謂予曰、此乃默然公、未棄世之先、親攸命工之肖

像也、今茲季夏之初、表装以酬、小祥諱辰、嘱予需拙語、嶮拒則匪礼、強援觚

以塞責云尔、

天正 戊子林鐘之日

(朱印) (朱印)

台□□龍山濟蔭老衲周宏書

10 吉川元長自筆書状(吉川家文書別集三五)

(礼紙切封ウワ書)

(墨引)

治部

(惠雅) 周伯

尊答

元長

(端裏切封ウワ書)

(墨引)

自

(以徹)

尊報 御申

(默然) 默

くれく、鉄叟迂化候哉、唯々此儀迄候、返々、乍口才御参禪^二極候、真俗此一儀
候く、申度事唇ヲ破^リ候く

去八日之尊墨到来、拜見候、

(中略)

一其元真俗無^(事九)口之由珍重候、

一此表無珍儀候、因州上衆打下之通申候、可有如何候哉、無尽期氣遣無申計候、

唯一身之辛勞にて候、可有御察候、

一濟蔭禾上^(和)於御歸寺者、龍淵可有御出之由候、尤々可然候、先日も申上候歟、吾等

事八十則成就候、今一則之儀者、禾上へ之用捨^三残置申候、

(中略)

一我等梅花像之替語之儀、さてハ、鉄叟和尚迂化^御之儀^三候哉、可為必定候、是を

こそ存候て、いそき申たる事候、於然者、彼有鬚像之替を熙春和尚^可申候、繪

ハ狩源たるへく候、大和之繪本を上候ハん事、当時難成候、何ともせうして候、

(後略)

11 周布元城契状并益田元祥契状 (『山口県史三波多野家藏文書 (都野家文書) 一三』)

△中世益田・益田氏関連史料集八五二

〔端裏ウツ書〕

人沙汰 都野殿

周布

申談条子之事

一被官・中間・人足欠落之事、

一〔性〕百性年貢・段錢・出挙等之無^三収納^三逐電^三之事、

一其主人無放状者之事、

右、吉田様御下知之旨、相互不及御届、被仰付可申付之状如件、

天正十五年^丁亥六月十三日

周布左近太輔
元城 (花押)

都野殿

人沙汰之儀付而蒙仰候、相互之儀条、任御法度之旨、不能御届可申付之条、向後

不可有御相違候、為其申談候、恐々謹言、

天正十五年
六月十三日
益田右衛門佐
元祥 (花押)

都野弥次郎殿

12 安国寺惠瓊書状 (『関関録二二ノ三周布吉兵衛二二七』)

△中世益田・益田氏関連史料集八九九

就周布跡目之儀、益 又兵迄之御捨拜見申候、彼跡職之事一式、对女子被遣之由

被仰出候、雖然幼少候間、代事兄弟間二可申付之由御意候、一二を立候時者吉三被

相勤可然候する哉と存候、於御分別者爰元被差出、元清申談御取合可申候、益 又

兵江茂此由申事候、何篇不可過御納得候、恐惶謹言、

八月六日
安国寺
惠瓊 判
(吉川)
広家様

13 益田元祥書状 (毛利家文書二二七〇)

△中世益田・益田氏関連史料集九二八

〔端裏切封ウツ書〕

益玄

榎中太様 人々御中

元祥

呉々、那賀郡只今給人ハ、周布・久代瀬兵衛・都野・尼子殿・元政様も御もち候、

あそ沼・三加賀・平市允・木原次郎兵・御末様衆などにて御座候、我等も先御檢

地二千石余持申候、是又為御心得候、元氏も御持にてく候、以上、

罷下候以後者、不得御意候、先々内々御物語申候座易所柄之儀、御内証之趣承候

而、致安堵度候、筋目之者共ちらし候へて、今迄ハ余分抱置申候を、何と候ても、

今一とをり放候へて、召連罷越、時々御奉公をも申上度候ての申事候、然上者、我等手前之(勝手)かつてハ不入候、悪所と申ても、内之者之つきて参さう成所も候、よき所と申ても、参かね候する所も御座候条、悪所成とも、内之者之可参かた、被仰付候様、御侘言申上度候、今迄抱置候者を放候する事迷惑候ての申事候、先度も如申候、石州にてハ那賀郡、我等知行之上のかたへつゝきたる所にて候、江之川をへたて候て、(赤摩郡)銀山まはり之さゝハリ(吉川)も成候ハぬ所候、左候故、先年 広家様御上地にて候へ共、皆御配(被)被作せ、少も御公領等無之所候、是を被成御分別候へは、下々不残つきて可参候、又我等知行之下のはしへつゝきたるハ、長州安武郡にて候、只今完道・桂五郎左・幸相様御小性衆(毛利秀元)などに被遣たるあたりにて候、是ハ悪所にて、只今持かゝり之衆も、此度易候ハねは御公役不成と被申やう之所にて候へとも、我等ため(二)ハ近候間、内之者之つきて可参所と存候間、他国にて人のほしかり申所よりハ望(三)存候、若々 広家様へ不被進所にて候ハ、申上度候、又一方ハ吉賀郡、又山代之五ヶ八ヶなど、我等知行つゝきたる所にて候、右之内にて御分別候へは、安堵仕候、何も筋目之船頭共歴々所持仕候間、ちと灘手そひ申候ハねは、彼等か置所無之候、万一右之所々、何も御倉入(二)被仰付、御配(三)不成所にて候ハ、(徳)周防之内にてハ、とん田(徳)に被引加候て、都野郡之内にて被仰付候様申上度候、ならひと申候ても、さは郡などハ、人かす召連候て罷越候事、中く不(佐波)相成所かゝりにて候、其かつて之趣者、先日も御物かたり申候つる、兎角被引合

せ、御気色被計、被得 御内証候て、いつれの道(二)も落着安堵仕度候、はや御配かたまり、至其于時申上候へ者、申後(二)相成候間、当時 御沙汰も候ハぬ時申上度存候、長老にて可申上候へとも、内々如申候、自然 御気色を不被計、理つよにとも御申候へ者、結句迷惑仕候間、貴所さま奉頼計候、乍去、自然御次而時之辻合せのためと存、大辻計をハ此已前申て置申候間、可被成其御心得候、又那賀郡之儀、時代にてこそ候へ、石州辺(三)も城取共被仰付候へ者、銀山の山吹と、那賀郡之内小石見辺(三)一城被仰付候へて不叶所からにて候条、さやうの御配之さゝハリ(二)可相成候哉、其さゝハリ無之候ハ、那賀郡被仰付候様申上度候、たとい城取等被仰付候共、我々事も妻子ハ不残在広島仕候からハ、被仰付候ハ、随分武具・玉薬・兵糧已下内々丈夫(二)支度仕候而、自然之時之無御氣遣様仕組候而、馳走も可仕候、此段者指出(二)非申上儀候へとも、貴様迄之申事候、自然此儀(二)付而不相成との御事ともに候へはと存候て、申入事候間、御分別所仰候、書中御内見候て、以御口上、御次而(二)御披露奉頼候、重々又以上可得御意候、恐惶謹言、

(慶長四年)

卯月二日

(益田)
元祥 (花押)

(榎本元吉)
榎中太様人々御中